

本書の利用に当たって

本書は、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第10－2015版対応〕」に掲載の商品・役務に英語訳を付けたものです。

本書を利用するに当たっては、特に以下の「3. 本書の利用上の注意」をよく御理解いただきますようお願い致します。

1. 本書作成の目的

(1) 国際登録出願について

国際登録出願は、自己の商標（防護標章）登録出願又は商標（防護標章）登録を基礎として行わなければなりません（商標が同一であれば複数の出願又は登録を基礎とすることも可能です。）。国際登録出願に記載する商品・役務は、基礎出願・登録に係る指定商品・指定役務の範囲と同一又はそれ以下でなければならない、また、国際登録出願の商標は、基礎出願・登録の商標と同一でなければならない。

さらに、国際登録出願の願書は、商標法施行規則で定める外国語（英語）で作成しなければなりません（事後指定についても同様です。）。

(2) 国際登録出願における商品・役務

国際登録出願においては、国際登録を求める商品及び役務は、国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載されている商品・役務の表示を使用した方がよいこととなっています。

しかし、日本国特許庁に商標登録（出願）されているものを基礎として出願する場合、「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の表示に対応した表示を使用するものも相当多いことが予想されます。

そのため、国際登録出願の際に御活用いただけますよう「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務に英語訳を付けて公表することとしました。

2. 英語訳の作成作業の基準

「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の英語訳の作成作業は、概ね以下の基準に従い行いました。

- a. 区分及び商品・役務の類似群を考慮した英語訳とする。
- b. 「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の表示中には、包括表示に包含される単品表示であって、その概念を表示していないものも存在するため、必要に応じて、商品の場合は材料、用途、機能、形状等を、役務の場合は用途、効能、提供場所、提供内容等の要素をもって、その内容・範囲が把握できる英語訳とする。
- c. 「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の表示中には、単品表示だけでなく日本の商標法における包括表示も存在するため、複数の商品・役務を列記する表示、また、内容を明確にするための記述的な表示の英語訳も採用するものとし、複数の類似商品（役務）群をまとめた包括表示については、その範囲を□□□□□□□□で囲っている。
- d. 英語訳の選定にあたっては、必ずしも原語表記に拘泥せず、商品・役務の実態が分かりやすいことを優先させてもよいこととする（そのため、原語と英語訳の間に多少の概念上のずれが生じるものもある。）。
- e. 日本ないし東洋に特有の商品であって、該当する英語が存在しないものについては、斜体（イタリック体）で表示する。

3. 本書の利用上の注意

（１）本書は、「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務について、概ね上記「２．英語訳の作成作業の基準」に従い英語訳を作成したものです。

したがって、その英語訳は、国際登録出願の登録機関である世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局に、商品・役務の表示として必ずしも認められるものとは限りません。本書掲載の英語訳であっても、同事務局から欠陥の通報が通知される場合もあることに御留意ください。

例えば、「類似商品・役務審査基準」では、商品・役務の表示が大概概念－中概念－小概念のように階層立てて構成され、それを踏まえて各商品・役務の範囲を把握することができますが、国際分類表のアルファベット順一覧表では、個別具体的な記載をもとに商品・役務の範囲を把握するという違いがあります。このため、国際登録出願の際に、単に本書に記載の英語訳を表示するのではなく、英語訳を参考に、国際分類の注釈やアルファベット順の一覧表等をもとに商品・役務の範囲をより明確にした表示としなければならない場合があることに御留意ください。

また、上記の事情に鑑み、国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載された商品・役務の表示であれば、原則として、国際事務局から当該表示のままで認められますので、以下の印のように、本書の英語訳と国際分類表のアルファ

ベット順一覧表掲載の商品・役務の英語表記が同一の表示については、商品・役務の英語表記の左側にアスタリスクを付すこととしました。

さらに、過去に国際事務局に欠陥の通報の対象とされた主な商品・役務については、商品・役務の英語表記の左側に「（注）」の文字を付すこととしました。

＊ → 国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載されている商品・役務と同一のもの

（注）→ 過去に国際事務局に欠陥の通報の対象とされた商品・役務

なお、本書は、あくまでも「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務に英語訳を付けたものであり、仮に、その英語表記が国際分類表のアルファベット順一覧表に掲載された商品・役務の表示と同一であっても、商品・役務の範囲が異なる場合がありますので、御留意ください。

（２）本書は、上記で述べた内容に基づいて作成されたものですので、それを御理解いただくとともに、以下の注意事項についても参照してくださるようお願いいたします。

（注意事項）

①類似群コードについて

類似群コードとは、審査運用の統一的基準である「類似商品・役務審査基準」において、類似商品又は類似役務であると推定してグループ化された商品又は役務ごとに付されているコードであって、商標登録出願されたもの及び商標登録されたものには全てこのコードが付され、特許庁における審査・審判で参考とする機械検索用のデータ等として利用されています。

②「類似商品・役務審査基準」に掲載の包括表示の英語訳について

「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務は、国際分類上許容される範囲内で各区分の商品・役務をグループ化（概念括り）し、場合によっては「（・・・を除く。）」又は「（・・・を含む。）」を付す等の調整を行い、可能な範囲内で概念括りした上で包括表示を付しています。

国際登録出願を行う際には、「国際登録を求める商品及び役務」（GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT）の欄に包括表示である商品・役務の記載をすることも想定されますが、「類似商品・役務審査基準」に掲載の包括表示の英語訳が、国際事務局及び領域指定する各国で受け入れられない場合もあり得ます。

商品・役務を記載する場合は、国際分類のアルファベット順一覧表に掲載の商品・役務の表示を参考にする等、商品・役務の範囲をより明確にした表示となるよう十分御留意ください。

③その他

国際登録出願の「国際登録を求める商品及び役務」(GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT) の欄に記載する商品・役務は、出願人の意思により記載されるものであり、必ずしも本書に掲載されているものである必要はありません。本書は、あくまで参考として御利用していただきますようお願いいたします。